

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令

【概要】

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和3年法律第82号）の施行に伴い、特定患者等選挙人の特例郵便等投票の手続及び方法を定めるほか、所要の規定の整備を図る。

1. 規定概要

（1）特定患者等選挙人の特例郵便等投票の手続及び方法

① 特定患者等選挙人の特例郵便等投票の手続として、

- ・ 特定患者等選挙人から名簿登録地市町村の選挙管理委員会の委員長に対する投票用紙及び投票用封筒の交付請求
- ・ 市町村の選挙管理委員会から当該選挙人に対する投票用紙及び投票用封筒の交付

について定めるとともに、

② 特例郵便等投票の方法

について定める。

（2）その他

その他所要の規定の整備を図る。

2. スケジュール

令和3年 6月 18日 閣議

令和3年 6月 18日 公布（特例法の公布日と同日）

令和3年 6月 23日 施行（特例法の施行日と同日）

※ 施行日以後公示又は告示される選挙から適用